

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車利用者のヘルメットの普及及び着用を図ることにより、未成年の自転車の安全利用を促進するとともに、交通事故の被害を軽減することを目的に、自転車乗車用ヘルメット(以下「ヘルメット」という。)を購入した者に対し、補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造されたものをいう。
- (2) 未成年者 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき柏崎市の住民基本台帳に記載されているものをいう。
- (3) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するもの、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任があるもの等をいう。
- (4) 使用者 未成年者で、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。
- (5) 協力店 本市において、ヘルメットを販売する事業者で、市の登録を受けたものをいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱による補助(以下「補助金」という。)の対象となるヘルメットは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げるアからカまでのいずれかの安全基準を満たしていることを証するマークが付されていること。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した

ＣＥマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したＧＳマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したＣＰＳＣマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 使用者が使用するものであること。

(3) 本市において、ヘルメットを販売する事業者で購入したものであること。

(4) 中古品（未使用のものを含む。）でないこと。

(5) オークション、個人売買等により取得したものでないこと。

2 補助金の交付対象となる使用者及び保護者等は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員との密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ヘルメット本体の購入費とし、附属品の購入費、送料、ヘルメット購入のための交通費等を含まないものとする。

（補助金額等）

第５条 補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、使用者１人につき２，０００円を上限とする。ただし、市内に本社を有する事業者から購入した場合は、２，５００円を上限とする。

2 前項に規定する額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、使用者１人につきヘルメット１個かつ１回限りとする。

（交付申請）

第６条 補助金の交付の申請をしようとする使用者及び保護者等（以下「申請者」という。）は、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 領収書その他のヘルメットの購入費を支払ったことを証するものの写し
- (2) 第3条第1項第1号アからカまでに掲げる認証したマークを確認できるもの
- (3) 申請者の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (4) 申請者の市税完納証明書
- (5) 振込先の口座が確認できる通帳等の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号及び第4号に規定する書類の提出については、申請者が次に掲げる事項について同意した場合は省略できるものとする。

- (1) 本市が申請者の住民基本台帳の調査を行うこと。
- (2) 本市が申請者の市税納税状況の調査を行うこと。

3 第1項の規定にかかわらず、協力店でヘルメットを購入した者は、当該協力店に補助金の交付申請手続及び受領を委任することができる。

（協力店）

第7条 協力店としての登録を受けようとする者は、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店登録申請書兼誓約書（別記第2号様式。以下「登録申請書兼誓約書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録申請書兼誓約書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店登録決定（却下）通知書（別記第3号様式）により通知するとともに、登録台帳に登録するものとする。この場合において、次に掲げる者については、登録を行わないものとする。

- (1) 各種法令等に違反している者又はその恐れのある者
- (2) 通信販売、インターネットによる販売その他対面販売を前提としない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が協力店として適当でないと認める者

3 市長は、協力店の店名、所在地、電話番号等を、ホームページ等に

より公表するものとする。

- 4 協力店は、登録を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店変更・廃止届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、協力店が事業を廃止し、若しくは休止したとき、偽りその他不正な手段により登録の決定を受けたとき、又は第2項各号に掲げる者に該当することが明らかになったときは、当該登録を取り消すことができる。

（協力店による交付申請等）

第8条 協力店は、第6条第3項の規定により補助金の交付申請手続及び受領を協力店に委任しようとする者にヘルメットを販売しようとするときは、販売価格から第5条第1項及び第2項に規定する額を差し引いた価格で売り渡すものとする。

- 2 前項の者は、ヘルメットを購入する際、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入書兼誓約書（別記第5号様式。以下「購入書兼誓約書」という。）に必要事項を記入し、協力店に提出しなければならない。

- 3 協力店は、第1項の者にヘルメットを販売した日（以下「販売日」という。）の属する月の翌月10日（販売日の属する月が3月の場合にあっては、当該月の末日）までに、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（協力店分）（別記第6号様式）に購入書兼誓約書を添付し、市長に提出するものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、第6条第1項及び前条第3項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記第7号様式）により、当該申請者又は協力店に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する補助対象者等及び補助対象経費に関する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(検査、調査等)

第 1 1 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、ヘルメットの着用等に関する調査を行うことができる。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 補助金は、令和 6 年 7 月 1 日以後に購入したヘルメットを対象とする。

(失効)

3 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 8 年 5 月 3 1 日までの間は、廃止前の柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

柏崎市長 様

申請者

住 所	〒 -		
フリガナ 氏 名		使用者と の関係	
生年月日	年 月 日	電話番号	

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請及び請求をします。

記

1 補助金申請（請求）額 金 円

ヘルメットの使用者				ヘルメットの 購入価格 (税込み)	補助金申請 (請求) 額 ※ 1
(フリガナ) 氏 名	生年月日	年齢	住所 (申請者と同じ場合は 記入不要)		
	年 月 日			円	円①
	年 月 日			円	円②
	年 月 日			円	円③
補助金申請（請求）額 合計（①＋②＋③）					円

（※ 1）補助金申請額：ヘルメット購入価格の 2 分の 1（1 0 0 円未満の端数切り捨て）
1 人 1 個当たり上限 2，0 0 0 円（ただし、市内に本社を有する
事業者から購入した場合は、上限 2，5 0 0 円）

2 振込先

金融機関名	銀 行 ・ 金 庫 信用金庫 ・ 農 協		本 店 ・ 支 店 支 所 ・ 出張所
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

※ 添付書類は裏面をご覧ください。

(裏)

添付書類

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類

※次の5項目が記載されたもの

- ①申請者又は使用者の氏名 ②領収日 ③ヘルメット購入価格
④購入店 ⑤品名・品番

- (2) 安全基準の認証の確認ができるもの（現物写真、カタログ、保証書等の写し）

- (3) 申請者の住民票の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

- (4) 申請者の市税完納証明書

- (5) 振込先の口座が確認できる通帳等の写し

- (6) その他市長が必要と認める書類

※ 下記において閲覧同意した場合は、添付書類(3)、(4)の提出は必要ありません。

誓 約 書

次の内容を読んで、□にチェックしてください。

【誓約事項】 次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

☐ この書類に記載した使用者本人がヘルメットを着用し、転売等を目的としたものではありません。

☐ 本市において、ヘルメットを販売する事業者で購入した新品であり、中古品（未使用品含む。）ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。

☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

☐ 補助金交付後、この補助金の交付要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。

☐ 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。

私は、この補助金の交付申請の審査資料として、住民基本台帳及び市税納税状況について、市担当職員が公簿等により確認することを同意します。

年 月 日

申請者

年 月 日

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店登録申請書兼誓約書

柏崎市長 様

登録申請者 住 所
氏 名

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

1 販売場所

(市内本社がある場合のみ以下記入)

本 社 名	所 在 地	連絡先（電話番号）

(支店等がある場合のみ以下記入)

支 店 名	所 在 地	連絡先（電話番号）

※ なお、御記入いただいた店名、所在地及び電話番号は、ホームページ等に掲載しますので御了承ください。

2 誓約事項

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店登録の申請に当たっては、次の事項を遵守する事を誓約いたします。

- ①柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱を遵守します。 ☐
- ②購入者とのトラブルについては、原則として店舗と購入者の間で処理します。 ☐
- ③個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報を適切に管理します。 ☐

※ ①～③までの遵守事項にチェック（レ点）してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店登録決定（却下）
通知書

年 月 日付けで申請のありました、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入
費補助における協力店の登録について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知しま
す。

記

登録の可否	決定 ・ 却下
却下の理由	
登録開始日	年 月 日から
そ の 他	柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店 登録申請書兼誓約書の誓約事項を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助における協力店 変更・廃止届

柏崎市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日をもって、協力店の登録を 変更 / 廃止 しますので、柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

変更項目	変更前	変更後
住所 (所在地)		
氏名 (名称)		
代表者氏名		
電話番号		

(支店等の変更がある場合のみ以下記入)

	支店名	所在地	連絡先 (電話番号)
変更前			
変更後			
変更前			
変更後			

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入書兼誓約書

柏崎市長 様

自転車乗車用ヘルメットを、販売価格（消費税を含む。）から下記の補助金額を差し引いた価格で購入しました。

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付申請手続及び受領を、協力店に委任しました。

		購入日	年 月 日
申請者	住所	安全基準 ※1	
	電話番号		
	フリガナ	メーカー 品名 品番	
	氏名		
生年月日 年 月 日 使用者との関係			
使用者	住所（申請者と同じ場合は記入不要）	販売価格 （消費税を含む。）	円
	フリガナ	補助金額※2	円
	氏名		
	生年月日 年 月 日（年齢 歳）	協力店名 （支店名）	

※1 安全基準：SG、JCF、CE、GS、CPSC

※2 補助金額：ヘルメット購入価格の2分の1（100円未満の端数切り捨て）、1人1個当たり上限2,000円（ただし、市内に本社を有する事業者から購入した場合は、上限2,500円）

誓 約 書

次の内容を読んで、申請者は□にチェックしてください。

【誓約事項】次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- ☐ この書類に記載した使用者本人がヘルメットを着用し、転売等を目的としたものではありません。
- ☐ 購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む。）ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。
- ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- ☐ ヘルメット購入後、本補助制度の使用者及び保護者等の要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により本補助制度を利用したことが判明した場合は、指示に従い速やかに協力店で差し引かれた金額を柏崎市へ返還します。
- ☐ 本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて了承します。

私は、この補助金の交付申請の審査資料として、住民基本台帳及び市税納税状況について、市担当職員が公簿等により確認することを同意します。

年 月 日 署名（申請者）

第 6 号様式（第 8 条関係）

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（協力店分）

年 月 日

柏崎市長 様

協力店 住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申請及び請求をします。

1 補助金申請（請求）額 金 円

2 購入書兼誓約書枚数 枚

振込先 銀行名 支店名

口座番号 普通・当座 No.

（フリガナ）

口座名義人

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付（不交付）決定（確定）額 金 円

2 交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業内容は 年 月 日付け柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書のとおりであること。
- (2) 新潟県柏崎市補助金等交付規則及び柏崎市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定を遵守すること。